



妊娠から出産まで



赤ちゃんが生まれた時の届出

赤ちゃんが生まれたら、まず出生届を出しましょう。

1 出生届

手続き窓口→P45

生まれた日から14日以内に、各地域センターに届け出てください。

問い合わせ 中央地域センター ☎829-1135

2 お祝いの記念樹プレゼント

お子さんが生まれた記念に、記念樹を育ててみませんか。

出生届け出のときに、申し込みはがきをお渡しています。なお、申し込みはがきが手元にない場合は、土木総務課（市役所本館5階）、各地域センターにもあります。お気軽にお申し込みください。募集は1月末締で、記念樹は3月にお渡しします。

（出生時に長崎市民であり、出生後1年以内に申し込みをした場合に限りです）

問い合わせ 土木総務課 総務係 ☎829-1162

3 出産育児一時金

国民健康保険被保険者が出産したときに世帯主に対して支給されます。

対象 被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額 出産児1人につき42万円※、または40万4千円。
（※産科医療補償制度に加入する医療機関等で補償の対象になる出産をした場合）

産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度の脳性麻痺を発症した場合、その家族の経済的負担をすみやかに補償することに加え、その原因を分析することにより、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指す目的で平成21年1月1日から始まった制度です。

直接支払い制度 出産育児一時金は国民健康保険課から出産した医療機関等へ直接支払います。（事前に医療機関等で手続きが必要です。）分娩費用が42万円（または40万4千円）を超える場合は、超えた差額分を医療機関等へお支払いください。42万円（または40万4千円）未満の場合は、その差額分を国民健康保険課に請求することができます。

問い合わせ 国民健康保険課・給付係 ☎829-1136

※国民健康保険以外のかたは、加入されている健康保険から支給されますので、お勤め先にお尋ねください。

4 低体重児出生届

出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんの保護者のかたは届け出が必要です。

母子健康手帳別冊に綴じ込んである「低体重児出生届」に記入し、こども健康課または各地域センターへ提出してください。

（電話、ファックス、郵送等可）

問い合わせ こども健康課 ☎829-1255

届出先 こども健康課または各地域センター ☎→P45

5 未熟児養育医療給付

からだの発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定された医療機関での入院治療が必要な場合、医療費の一部を公費で負担します。

退院後は、保健師が家庭訪問を行い養育の支援をします。

対象 指定医療機関に入院した1歳未満の乳児（出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児）

給付額 所得に応じて異なります。

問い合わせ こども健康課 ☎829-1255

手続き 各地域センター ☎→P45

コラム Column

パパノートを活用しましょう

パパノートとは父親のための育児手帳です。妻が妊娠しているときの夫の役割から赤ちゃんが生まれた後の育児に関することまで、役立つ情報が記載されています。母子健康手帳と一緒に交付しますので、よく目を通しておき、お子さんの年齢に応じて活用してください。



乳幼児健康診査・検査

1 新生児聴覚検査

聴力とことばの発達は密接な関係があります。生まれたばかりのときに「きこえ」の検査をすることで聴覚障害を早く発見し、適切な治療や訓練を受けることによって、ことばの発達が促されます。検査は一部公費により受けられます。県外の医療機関で検査を受けた場合は、費用の一部を還付します。必要な書類はお問い合わせください。

対象 長崎市民（新生児） **費用** 検査方法により負担額が異なりますが、検査費用の一部（3,000円）は公費で負担します。

手続き 各地域センター ☎→P45

問い合わせ こども健康課 ☎829-1255

2 先天性代謝異常検査

生後4～7日頃の血液でお子さんの成長に大きく影響する病気（先天性代謝異常）の発見ができます。検査料は公費で負担するため無料です。採血料等の費用は有料です。母子健康手帳別冊に綴じ込んである申込書に必要事項を記入して、出産した施設等に提出してください。

問い合わせ 長崎県こども家庭課 ☎895-2442

3 乳幼児健康診査

安心して子育てをするには、お子さんの順調な成長や発達の確認が不可欠です。

子どもの年齢に応じて、次のように健康診査を行っています。

4か月児健康診査 **対象** 4か月～6か月未満

1歳6か月児健康診査 **対象** 1歳6か月～2歳未満

3歳児健康診査 **対象** 3歳～4歳未満（概ね3歳6か月頃）

受診方法 個別通知でご案内いたします

場所 個別通知でご案内いたします

7か月児健康診査 **対象** 6か月～9か月未満

10か月児健康診査 **対象** 9か月～12か月未満

受診方法 委託医療機関へ申込み、母子健康手帳別冊に貼付している受診票を使って直接受診してください。
※転入等で受診票をお持ちでないかたはこども健康課または各地域センターへご連絡ください

場所 委託医療機関 ※受診できる曜日を確認してください。

長崎市から赤ちゃんに絵本をプレゼントしています

4か月児健診会場で「絵本引換券」を配布しています。引換期間内（1年間）に図書館、公民館等図書室で絵本にお引換えください。

詳しくは長崎県立図書館 ☎829-4946

問い合わせ 各総合事務所 地域福祉課 ☎→P45

4 歯育て健診

内容 幼児のむし歯予防のため、1歳6か月児健診の際に、協力歯科医院において1回無料で歯育て健診（歯科健診・フッ化物塗布）を受ける事ができる「歯育て健診受診票」を配布しています。

※3歳5か月までの幼児で、市外で1歳6か月児健診を受けたあとに転入されたかた、及び受診票を紛失されたかたは口腔保健支援センターへお問い合わせください。

「歯育て健診」を受けるには

1. P52～54の「歯育て健診」協力医院名簿の中から歯科医院を選びます。
2. 歯科医院を決めて電話で予約をします。「歯育て健診の予約です」と申し出てください。
3. 歯科医院に行ったら、「歯育て健診受診票」を出してください。

問い合わせ 口腔保健支援センター（健康づくり課内） ☎829-1436

5 予防接種

予防接種について詳しくは →P49 予防接種について

コラム Column

「かかりつけ医」をお持ちですか？

「かかりつけ医」というのは、こどもの成長や病気のことを気軽に相談できるお医者さんのことです。いつでも気軽に相談に応じてもらえ、普段の健康状態やそれまでの病歴等から適切な支援・アドバイスしてくれるお医者さんがいると心強いですよ。健診や予防接種を受けるチャンスを利用するなどして、かかりつけ医を選ぶようにしましょう。

